

## 奥大和の特色を活かしたイベント支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奥大和（五條市、御所市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡及び吉野郡の地域をいう。）の認知度の向上及び地域住民等の参加による地域の活性化を図るため、地域住民等から構成される団体及び市町村等が実施する、地域の地形及び自然環境等の特色を活かしたイベントの運営に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域の特色（自然環境や地形等）を活用した新規性のあるイベントであり、国、県等の他の補助金等の交付を受けていないものとする。

2 補助事業のうち、2年目以降も継続して実施される事業については、3年を限度として補助対象とすることができる。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業の主催者である市町村、観光協会、商工会その他の地域団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次のとおりとする。

補助対象経費	事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 (1) 広報費 (2) 講師謝金 (3) 講師、スタッフ等の交通費及び宿泊費、食事代等 (4) 会場設営費、イベント運営諸経費、消耗品費、食材費、役員費その他事業の実施に必要な経費であって、知事が適当と認めるもの
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 前項に規定する補助の交付の対象となる経費の額は、事業実施主体が行う事業に要する経費から参加料及び当該事業により生じたその他の収入を控除した額を超えないものとする。

(補助率及び補助限度額)

## 第5条

補助率は、次のとおりとする。

補助事業	補助率	補助限度額
1年目	2 / 3	上限 500千円 下限 300千円
2年目	1 / 2	
3年目	1 / 3	

(補助金の交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) イベント開催場所となる市町村の推薦書（第4号様式）  
(ただし、事業実施主体が、市町村である場合を除く。)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。この場合において、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは条件を付けることができる。

(申請の取下げ)

第8条 事業実施主体は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業計画変更等に係る承認の申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた事業実施主体は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第10条に規定する軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算変更書（第6号様式）

(3) イベント開催場所となる市町村の推薦書(第4号様式)

(ただし、事業実施主体が、市町村である場合を除く。)

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 事業実施主体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止(廃止)承認申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等によりその内容を審査し、適当と認めるときは、変更等の承認をするものとする。

(軽微な変更)

第11条 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 経費配分の20パーセント以内の変更
- (2) 補助金額の30パーセント以内の減額

(状況報告)

第12条 規則第10条の規定による報告は、特に知事が報告を求めた場合を除き要しないものとする。

(補助金の概算払)

第13条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、補助金の概算払を請求することができる。

- 2 前項の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書(第8号様式)に知事が必要と認める書類を添付し、知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求の内容を適正と認めるときは、補助金の概算払を行うものとする。

(実績報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、当該補助事業の完了した日から30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれかの早い日までに事業実績報告書(第9号様式)、事業実績書(第10号様式)、収支精算書(第11号様式)その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付及び精算)

第15条 知事は、前条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、

交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するとともに、第12条第3項の規定により概算払をした場合は、その額を精算して交付する。

- 2 前項の規定による通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該額について返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、事業実施主体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は第6条の規定により知事が付けた条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保存）

第17条 事業実施主体は、補助事業に係る経費を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。